

第1章 理事

第1条 選挙人名簿に記載された会員の投票により、理事20名を互選する。

2 選挙は、郵送により行い、第3章に定める選挙管理委員の立会いの下での開票によって実施する。

3 理事は5名連記による選挙で行う。

4 当選は得票数の上位の者からとする。ただし、定められた人数の当選者を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会が抽選で決める。

5 理事は、選挙管理委員会より当選を連絡し、承諾書を提出した当選者をもって理事とする。

第2条 理事に欠員が生じた時は、選挙時の次点者で、現に正会員である者をもって補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

第3条 選挙は現役員の任期が最終となる年度内に行う。

第4条 正会員および名誉会員は選挙権、被選挙権を有する。賛助会員は選挙権、被選挙権ともに有しない。

第5条 会則10条により、前任期副会長は次期会長を務めることと規定されているため、副会長は理事への被選挙権は有しない。

第6条 選挙人名簿は、選挙告示日の1ヶ月前の正会員および名誉会員のデータをもとに作成し、投票用紙などと一緒に会員に郵送する。名簿には氏名のみを掲載するが、同姓同名の場合には職場名など区別できる情報を掲載する。

第2章 会長・副会長・常任理事

第7条 会長は、前任の副会長がこれを務める。

第8条 新理事の投票により、副会長1名および常任理事5名を互選する。

2 選挙は、郵送により行い、第3章に定める選挙管理委員の立会いの下での開票によって実施する。

3 副会長は1名、常任理事は5名連記による選挙で行う。

4 当選は得票数の上位の者からとする。ただし、定められた人数の当選者を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会が抽選で決める。

5 副会長・常任理事は、選挙管理委員会より当選を連絡し、承諾書を提出した当選者をもって副会長・常任理事とする。

第9条 副会長および常任理事に欠員が生じた時は、選挙時の次点者で、現に正会員である者をもって補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

第10条 選挙は現役員の任期が最終となる年度内で、第1章で選出および会則第8条で指名された新理事が確定した後に行う。

第3章 選挙管理委員会

第11条 選挙の実施に当たっては選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員は、会長が3名を指名し、うち1名を選挙管理委員長とする。

第12条 選挙管理委員長は、理事選挙および副会長・常任理事選挙の結果について新会長および常任理事会へ報告する。

第4章 改定

第13条 選挙細則の制定ならびに改定は、理事会の過半数の承認によって決定する。

(2013年11月制定)
(2016年12月6日修正)
(2017年9月8日修正)